

# 平成 27 年度 事業計画及び収支予算

## 事業計画

### I 基本方針

- 1 平成 26 年 3 月に当社は農地中間管理機構の指定を受け、4 月からそれまでの農地保有合理化事業にかわって、農地の貸借を中心とする農地中間管理事業を開始しました。農地中間管理事業は、農業経営の規模拡大、農用地の集団化、農業経営を新たに営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、農業の生産性を向上することを目的としております。  
この事業によって、当社は営農の規模を縮小したり離農したりする県内の農家等から、農地を借り受け、当社が中間保有し、効率的に貸し付けることで、県内の担い手農家の経営規模の拡大や農地の集団化を図って参ります。
- 2 平成27年度には、県内における担い手への農地集積・集約目標1,100haの達成に向けて、県下各地の重点地区などで農家や市町村等とともに農地中間管理事業の取り組みを加速して参ります。
- 3 農地中間管理機構の特例事業として、従来の農地保有合理化事業から引き継がれた農地売買等事業によって、規模拡大を目指す担い手や新規に就農しようとする方々に対し、引き続き農地の利用集積をするため、農地の売買をおこないます。
- 4 農地活用推進事業では、耕作放棄地の有効利用、再生利用を推進するとともに、遊休農地、空きハウスに関する情報を収集し、ホームページ上に公表して参ります。
- 5 新規就農総合対策等事業では、青年就農給付金事業支援業務や、青年農業者等就農支援業務、さらには認定就農者経営改善支援業務によって、新規就農者の確保や定着を図ります。
- 6 事業実施体制は、26年3月末時点で公社職員4名、臨時職員4名の計8名体制でしたが、業務の急激な増加によって、4月には13名、27年2月には19名になっております。来年度には更に増員し、一層の体制強化により、農地中間管理事業をはじめ農業公社の各事業の進捗を図ります。

7 過去の事業にかかる未収金の回収のため、顧問弁護士のアドバイスを得ながら、公社内で債権管理検討会を毎月重ね、組織的、効果的に回収を進めてきました。その結果、相当額の回収が進みつつありますが、なお今後とも粘り強い取り組みを続けます。

## II 具体的な事業内容

(上記の基本方針を踏まえ、27年度は以下の諸事業を実施します)

### 1 農地中間管理事業

- (1) 26年度は、受け手の応募が137団体(農家101名、法人21団体、新規参入者15名)、412haに対し、出し手(農地所有者)は、205名(個人のみ)、面積86ha(H27.2.12現在)で、受け手、出し手ともに少なく、まだまだ県民に対して十分浸透しているとは言えない状況です。
- (2) このため、27年度は様々な手法で、引き続き周知、啓発を行います。また、事業に重点的な取り組みをするために、集落単位での利用集積・集約の気運が高まった地区を、重点的に進める地区(重点地区)として15地区を設定して農地の集積・集約を図ります。

農地中間管理事業 重点地区

市町村名	地区名	地区数
奈半利町	平・花田地区、大原・西ノ平地区	2
南国市	JA長岡管内 陣山地区、南三畠地区、西山地区	3
本山町	下津野地区、下関・上関地区	2
高知市	介良沖ノ丸地区	1
日高村	沖名地区	1
土佐市	岩戸地区	1
四万十町	興津地区	1
四万十市	入田地区、藤ノ川地区(旧西土佐村)	2
宿毛市	中角地区	1
土佐清水市	下川口・宗呂地区	1
10市町村		15

- (3) 市町村等関係機関・団体と一層の連携強化を図るため、市町村と業務委託を行い、地域における公社の窓口としての機能を担っていただき、出し手の掘り起こし、受け手へのマッチングを図ります。
- (4) 公社のエリア担当職員を1名増員するとともに、県内振興センターエリア毎に配置しております地域推進支援員も5名増員し、10名として各エリアに2名程度配置ができるように体制強化を図ります。

計画目標 県内における担い手への農地集積・集約面積1,100ha

## 2 農地売買等事業

市町村、農業委員会、農家等からの申し出をもとに、円滑な農地の利用集積のため取り組みます。

計画目標 農地売買等事業による規模拡大・集積面積 5 ha

## 3 農地活用推進事業

農地中間管理事業によってもたらされる出し手、受け手の情報の中から、農地中間管理事業としての要件を満たさない農地の情報を収集、公表し、マッチングを図ります。

各市町村の担い手育成総合支援協議会など地域協議会と連携を密にし、耕作放棄地の再生利用を支援します。

計画目標	再生利用活動支援	5.5 ha (5,744 千円)
	施設等補完整備	5 件 (6,675 千円)
	農地情報の収集	200 件 (20 ha)
	ハウス情報の収集	10 件 (1 ha)

## 4 新規就農総合対策等事業

(1) 青年就農給付金事業支援業務によって、新規就農者の研修期間中に支給する青年就農給付金（準備型）を適正に支給するために市町村等の関係機関と連携し、現地確認などを行い、新規就農者の確保や定着を図ります。

計画目標 現地確認回数 延べ100回

(2) 青年農業者等就農支援業務では新規就農者に必要な農業の技術や経営方法の習得に関する情報提供、相談業務等をおこなうとともに、県農業会議と共同で設置している新規就農センターの機能をいかし就農相談を行います。

計画目標 相談件数延べ160回

(3) 認定就農者経営改善支援業務では就農支援資金等の債権管理を行うとともに、担い手を育成し営農定着を促進するため、就農後数年目までの認定就農者や認定就農計画が達成できていない認定就農者について、経営状況の把握や課題の整理、関係機関と連携した支援を行います。

計画目標 現地確認延べ100回